

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

平成30年12月6日

分任支出負担行為担当官

関東財務局東京財務事務所立川出張所長 小泉 孝

記

1 競争入札に付する事項等

- (1) 業務名称 (H30) 国有地地下埋設物調査業務 (府中市晴見町)
- (2) 業務場所 ①東京都府中市晴見町1-24-11
②東京都府中市晴見町2-1-26外3筆
- (3) 業務内容 「仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 自 契約締結日 至 平成31年3月22日

2 競争に参加する者に必要な資格

次の各号の要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度財務省競争参加資格 (全省庁統一資格) において業種区分が「役務の提供等 (調査・研究)」の「A」又は「B」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、責任をもって業務を履行することができる者であること。
- (4) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者 (分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。) であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立て (同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法 (昭和27年法律第172号) に基づく更生手続開始の申立てを含む。) をしていない者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手

続開始の申立てをしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の競争参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による。）であること。

- (8) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (9) 競争に参加するために必要な競争参加申込書を受領期限までに提出し、その審査に合格した者であること。

- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所、問い合わせ先
関東財務局東京財務事務所立川出張所 第2統括国有財産管理官
〒190-8575 東京都立川市緑町4番地2 立川地方合同庁舎7階
電話 042-524-2197

4 入札手続等

- (1) 入札説明書の交付及び参加申込み（郵送不可）

- ① 期 間 平成30年12月 6日（木）から
平成30年12月21日（金）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- ② 時 間 9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分
- ③ 場 所 上記3に同じ
- ④ その他 入札説明書の交付を受けようとする者は、「等級決定通知書（写）」を持参すること。

- (2) 入札

- ① 日 時 平成30年12月27日（木）10時30分
- ② 場 所 東京都立川市緑町4番地2 立川地方合同庁舎7階専用会議室

- (3) 開札

入札締切後ただちに、入札場所で開札する。

5 競争参加資格の確認

競争参加申込審査において、競争参加資格がないと認めた場合は、平成30年12月26日（水）までに連絡する。

6 入札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を記載しないものとする。）。

7 落札者の決定方法

(1) 業務一式の総額で入札し、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、予算決算及び会計令第85条による基準を適用するので、入札執行責任者は入札の結果を留保する場合がある。この場合、入札参加者は当局の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。

なお、入札の結果を留保した場合は、後日、参加者に対して入札の結果を文書で通知する。

(2) 次の場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

①上記(1)のただし書きによる調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合。

②公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められる場合。

8 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

10 契約書の作成

契約書の作成を要する。

11 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は、入札説明書による。